

商工会議所青年部規約

昭和60年4月12日 制定
昭和62年3月26日 一部訂正
平成元年2月23日 一部訂正
平成10年2月26日 一部訂正
平成12年12月14日 一部訂正

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本青年部は福島商工会議所青年部と称す。

(事 務 所)

第2条 本青年部の事務局は福島商工会議所内に置く。

(目 的)

第3条 本青年部は青年経営者が情報交換、講習会等を通じて経営知識及び経営技術の向上と企業の近代化をはかるとともに、会員相互の親睦啓発をはかり、あわせて地域商工業の振興と商工会議所の事業活動に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本青年部はその目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 商工業の近代会に関する講習会、研究会、懇談会等の開催
- (2) 商工業の振興に関する意見の表明
- (3) 定例会の開催
- (4) 社会福祉事業の研究と協力
- (5) 会員相互の親睦と情報の交換
- (6) その他目的達成に必要な事業

第二章 会員・会費

(会員の資格)

第5条 本青年部の会員は、福島商工会議所の会員及び趣旨に賛同する事業所の経営者及びその後継者又は幹部従業員であって、年齢は満20歳以上、満48歳以下の者とする。但し、直前会長についてはこの限りではない。

(加 入)

第6条 本青年部に加入を希望するものは所定の申込手続きにより申し込むものとする。

- 2 加入の諾否は役員会において決定する。

(会 費)

第7条 会員は毎年所定の納期までに会費を納入しなければならない。

- 2 会費の金額並びにその払込み方法は総会の決議を経て別に定める。

(脱 退)

第8条 会員はあらかじめ本青年部に通知し脱退することができる。

2 会員は次の事由によって脱退する。

(1) 会員たる資格の喪失、但し年齢制限による場合は、その年齢に達した年度末において脱退する。

(2) 死 亡

(3) 除 名

(除 名)

第9条 本青年部は次の各号の1つに該当する会員を総会の決議によって除名することができる。

(1) 1年以上にわたって会費の納入、その他会員たる義務を怠ったもの。

(2) 本青年部の対面を傷つけ、又はその目的遂行に反する行為を行った者。

第三章 役 員

(役 員)

第10条 本青年部に次の役員を置く。

会 長 1 名

副 会 長 若干名

理 事 若干名

監 事 2 名

直前会長 1 名

(役員を選任)

第11条 理事・監事は総会において会員の中から選任する。

2 会長・副会長は理事の互選とする。

(役員職務)

第12条 会長は本青年部を代表し、部務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は会長及び副会長を補佐し、部務を処理する。

4 監事は本青年部の経理を監査し、その結果を総会に報告する。

5 直前会長は本会の運営にあたり、会長の相談役とする。

(役員任期)

第13条 役員任期は1年とする。但し直前会長を除き再任を妨げない。

2 補欠で再任された役員任期は、前任の残任期間とする。

第四章 総会及び役員会

(総 会)

第14条 会通常総会と臨時総会の2種とし、通常総会は毎年1回、臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。

- 2 総会の議長は会長がその任にあたる。
- 3 総会は会員数の2分の1以上の出席（委任状を含む）により成立し、その議決は出席者の過半数をもって議決とする。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（総会の議決事項）

第15条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

- （1）規約の変更
- （2）役員を選任
- （3）事業計画、予算および決算の承認
- （4）会員の除名
- （5）会費の金額および払込み方法

（役員会）

第16条 本青年部に役員会を置く。

- 2 役員会は会長、副会長、理事、監事、直前会長で構成する。
- 3 会長が必要であると認めたとときに召集して議長となる。

第五章 委員会

（委員会）

第17条 本青年部に、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議するため委員会を置くことができる。

（委員会の構成）

第18条 委員会は委員長1名、副委員長若干名、委員若干名を以って構成する。

（委員会について必要な事項）

第19条 委員会について必要な事項は役員会の決議を経て別に定める。

第六章 顧問及び相談役

（顧問・相談役）

第20条 本青年部に顧問および相談役を置くことができる。

- 2 顧問および相談役は、会長が役員会の承認を得て委嘱する。

第七章 会計

（事業年度）

第21条 本青年部の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（会計）

第22条 本青年部の会計は、会費、助成金、寄付金、その他の収入を以ってこれにあてる。

附 則

この規約は昭和60年4月12日より実施する。

福島商工会議所青年部会費に関する規則

昭和60年4月12日 制定
昭和61年5月22日 一部改正
昭和62年3月26日 一部改正
平成2年2月21日 一部改正
平成7年2月16日 一部改正
平成12年4月27日 一部改正

1. 規約第7条の規定による会費の額並びに払込みの方法については、この規則によるものとする。
2. 会費の金額は、次の通りとする。
年額 50,000円
3. 会員は、毎年総会終了後3ヶ月以内に、年会費を納入しなければならない。
4. 会費未納者に対する取り扱いは、次の通りとする。
 - (1) 総会終了後3ヶ月以内に納入がない場合は、会長名をもって請求するものとする。
 - (2) さらに、総会終了後6ヶ月以内に納入がない場合は、重ねて請求することとし、その後30日以内に納入または延納の申し出がない場合は、退会したものとみなす。
5. 年度途中より会員となったものの会費は、入会が9月までの場合は全額、10月以降の場合は半額とする。

附 則

本規則は、昭和60年4月12日より施行する。